

国民年金の 任意加入制度について

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年に満たない場合には、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、年金を満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受け取るためには、原則として25年以上の納付済期間・免除期間などが必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限りません）。

また、海外に在住する日本国籍の人も国民年金に任意加入することができます。

いずれも、さかのぼっての加入はできませんので、ご注意ください。

☎ 広島南年金事務所 253・7710、住民課保険年金グループ ☎ 820・5604



「国民健康保険高額療養費」の申請と確定申告

国民健康保険高額療養費の申請には、医療機関等の領収書の原本が必要です。

そのため、高額療養費の申請は、確定申告（医療費控除）などで領収書を提出される前に行ってください。

☎ 住民課保険年金グループ 820・5604

福祉タクシー乗車券の 交付について

重度障害者（児）の社会活動を支援するため、平成28年度分の福祉タクシー乗車券（500円・30枚つづり）を3月22日（火）から交付します。

なお、今年度からタクシー利用1回につき500円券2枚まで使用できます。

- ▼対象者
- ① 身体障害者手帳（1級・2級）
 - ② 療育手帳（A・A）
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳（1級）
- ▼手続き方法
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を福祉課にご持参ください。

※平成27年度分の乗車券（青色）は、4月1日以降は使用できませんので民生課（4月1日以後）に返還してください。

☎ 福祉課 820・5605

広島県がん対策課からのお知らせ

「たばこは、喫煙する人だけでなく受動喫煙により周囲の人の健康にも大きな影響を与えます。そのため、広島県では受動喫煙防止対策を推進していくため、平成28年4月1日から、広島県がん対策推進条例により施設の管理者がとるべき措置を義務化（罰則なし）し、また遊具のある公園等の利用者に対して喫煙しないことなどを努力義務化しました。県民総ぐるみで意図しない受動喫煙を防止し、がん予防の環境整備に取り組むこととしていますのでご協力をお願いします。

☎ 広島県健康福祉局がん対策課 513・3063

国保加入者が修学のため転出する場合は、引き続き継続することができます

大学等へ修学のため町外へ転出する場合、引き続き熊野町で継続して国保に入るすることができます。

- ▽手続きに必要なもの
- ・ 印鑑
 - ・ 国民健康保険証
 - ・ 在学証明書または学生証の写し

☎ 住民課保険年金グループ 820・5604



サポートファイルについて

①はじめに

障害のある人が、あらゆる場面、たとえば、療育・進学・進級また成人期以降の生活の中で、この「サポートファイル」結愛」を

読んで人に、障害の特徴等をわかっていただきたい思いで作成されたものです。言いかえれば、「障害のある人が、住み慣れた地域で、必要とする支援を受けながら、生涯その人らしく生活していける。そして、支援者などの周囲の人たちにサポートファイルを通じて共通認識を持っていただくことにより、一貫した指導や支援が受けられる」ような社会になってほしいという思いが込められています。

具体的には、障害のある人の生育歴やケアの仕方を乳幼児期から成人期に至る



「サポートファイルの利用・活用にあたって」広島県引用（福祉課）

まで継続して記録、管理できるファイルです。

本人に関するさまざまな情報（特徴・接し方・支援方法・支援機関など）をまとめ、保管し、本人のために活用する手作りの冊子です。

区分	施設の種類の例	必要な措置の内容	
建物内等	第1種	官公庁施設、学校、医療施設、児童福祉施設 等	①禁煙 ②喫煙所による分煙
	第2種	運動施設、高齢者・障害者施設等、大学等、博物館等、金融機関、大規模小売店舗、興行場、集会所、交通機関乗降・待合、交通機関 等	①禁煙 ②喫煙所による分煙 ③その他の分煙
	第3種	飲食店、風俗営業を営む施設、物販販売店舗、ホテル、旅館、理容所、美容所、公衆浴場 等	禁煙、分煙（分煙の内容）、喫煙、いずれかの状況の表示
屋外	第4種	学校、遊具のある公園、停留所、横断歩道、これらの施設の付近の公道（施設等から7m以内の公道） 等	利用者は区域で喫煙しない（灰皿周辺を除く）

※対象となる施設などの詳細は、広島県のホームページ「なくそう」受動喫煙 検索 でご確認ください。

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
14日（月）	9:30	ばんだの日
15日（火）	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
18日（金）	9:30	とことこエンゼル（1歳～1歳11カ月）
25日（金）	9:30	わくわくキッズ（2歳以上）
30日（水）	11:00	3月生まれのお誕生会
4月5日（火）	9:30	ふわふわベビー（11カ月までの乳児・妊婦）
4月6日（水）	10:30	子育てなるほど講座「生活リズム」

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
17日（木）	9:30	中央ふれあい館

●おひさまルーム

- 上記日程以外の日の9:30～11:30
- ほっとるーむ（月～金曜日13:00～15:30）
※第3水曜日のみほっとるーむベビー（11カ月までの乳児対象）
- 「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）
絵本の読み聞かせや季節の歌、作って遊べる簡単工作もあります。

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

- 「パパとおひさま」（毎月第2土曜日）9:30～11:30
パパも「おひさま」デビューしてみませんか？もちろん、ママとお子さん、おじいちゃんおばあちゃんや里帰りの親子さんもOK！

- ばんだの日
音楽遊びやミニ工作をして楽しみましょう！保健師に育児相談もできます。

- 親子ふれあい体操 参加親子募集!!
日時：毎月第2火曜日
全12回 10:00～11:30（1回目4月12日）

場所：東部地域健康センター（パステルルーム）
内容：親子ふれあい体操 定員10組 要申込 参加費無料
講師：大歳 千絵 氏（NPO法人熊野健康スポーツ振興会）
対象：乳幼児とその保護者
3月14日（月）から申込受付を開始します。
※いずれの事業も変更する場合があります。
※子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（西部地域健康センター内） ☎ 820-5502 ☎ 820-5503
開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00
第2土曜日9:30～11:30
〈子育て相談 月～金曜日 13:00～17:00〉

STOP9 わが家の「ケータイルール」

夜9時以降、児童生徒はテレビゲーム・スマホをやめて、十分な睡眠を取りましょう。毎朝欠かさず朝食を食べ、基本的な生活習慣を身に付けましょう。

ひだまりサロン情報

▼障害のある人やご家族が集うサロンを開設しています。☎3月17日（木）午後2時～午後4時
☎スペースぶなの森（貴船2番20号）☎無料（飲物、材料などは実費）☎福祉課 ☎820-5605